

6. その他に関する質問

<p>Q 6-01</p>	<p>高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)において、事業の完了後の原則1年間のエネルギー消費に関する報告と効果が分かるものの提出とはどのようなものでしょうか。</p>
<p>A 6-01</p>	<p>実際に居住している状況でのエネルギー消費量や効果の報告を予定しています。報告様式は、高度省エネ型実施支援室のHPで公開する予定です。</p>
<p>Q 6-02</p>	<p>住宅の一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年省エネ基準)について教えてください。</p>
<p>A 6-02</p>	<p>住宅の一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年省エネ基準)については、国土交通省などホームページで、公開情報がまとめられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「建築物省エネ法のページ」 (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html) ・一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「住宅の省エネルギー基準」 (http://www.ibec.or.jp/ee_standard/build_standard.html) <p>また、計算ツールやその解説は下記にて公開されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人 建築研究所「建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報」 (http://www.kenken.go.jp/becc/index.html) <p>同ホームページでは、計算支援のWEBプログラムや補助ツールが公開されているほか、その解説などがダウンロードいただけます。計算にあたって具体的な設備等の評価方法もFAQとしてまとめられておりますので、ご確認ください。</p> <p>その他、計算支援のWEBプログラム等に関しては、下記の省エネ対策サポートセンターが質問を受け付けています。計算支援のWEBプログラムの使い方等はEmailにて下記までお問合せください。</p> <p>「省エネ対策サポートセンター」 メール：q30ene@jsbc.or.jp 電話：0120-882-177</p> <p>なお、平成28年省エネ基準の計算支援のWEBプログラムと、平成25年省エネ基準における算定ツールでは、設備の取り扱い等が異なるものがありますので、ご注意ください。</p>
<p>Q 6-03</p>	<p>BELS工務店になると、BELS表示した割合を報告するとのことですが、どのような方法で報告するのですか。</p>
<p>A 6-03</p>	<p>現在調整中です。決まり次第ホームページで公開しますのでお待ちください。</p>